

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、創業以来「人間尊重」という考えを事業を通じて実践し、広く社会で期待され信頼される企業となることを目指しています。そのために、企業としての社会的責任を果たし、経営の透明性を向上し、健全で持続的な成長を図ることにより、お客様を始め、株主、ビジネスパートナー、地域社会、社員等のステークホルダーとの良好な関係を構築していくことを重視しています。

当社は、ガバナンスを向上すべく、社外の有識者による取締役会の諮問機関として、2003年に経営諮問委員会と安全保安諮問委員会の2つを設置し、専門的な見地からの意見を経営に生かしてきました。

その後、独立社外監査役を導入し、更に、2014年には、独立社外取締役2名を選任し、ガバナンスの継続した改善に取り組んできました。コーポレートガバナンス・コードは、株主との対話を通じて会社の持続的成長と中長期的な企業価値を向上させようというもので、「広く社会で期待され信頼される企業」を目指す当社としては、基本的には遵守すべきものだと考えております。

また、当社の考え方や外部環境に照らし、当社の立場を説明すべきものについては、プリンシプル・アプローチ(原則主義)をとるコーポレートガバナンス・コードの精神に則って、適切に説明します。

当社は、人間尊重の理念に基づき自ら律し、自ら考え、判断することを大切にしております。

同時に、多様な知見やバックグラウンドを持つ社外取締役、社外監査役と当社の経営の実態や経営をめぐる環境を率直に議論し、闊達な意見を真摯に取り入れ、これからも透明かつ公正な経営を目指します。

コーポレートガバナンス基本方針

第1編 総則

1. 目的

当社は、東京証券取引所の定めるコーポレートガバナンス・コードの各原則を踏まえ、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方に基づいて次のとおり基本方針を定めます。

第2編 コーポレートガバナンス体制と取締役会

1. コーポレートガバナンス体制

当社は、取締役会において、経営の重要な意思決定及び業務執行の監督を行うとともに、監査役会設置会社として、取締役会から独立した監査役及び監査役会により、職務執行を監査します。

2. 取締役会・取締役

(1) 取締役会の役割

取締役会は、法令、定款その他当社の規程の定めるところにより、経営戦略、経営計画その他当社の経営の重要な意思決定及び業務執行の監督を行います。

これ以外の事項に関しては、業務執行に関する意思決定を迅速に行うため、業務執行に関する権限を社長、担当・統括取締役、担当・統括執行役員及び部門長に委任しています。

(2) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役、監査役候補の指名を行うに当たっての方針

当社は、取締役会がその役割・責務を果たすためには、当社の戦略的な方向付けを行う上で、当社の取締役会の一員として当社の事業やその課題を熟知する者が一定数必要であることに加えて、取締役会の独立性、客観性を担保するため、取締役の知識、経験、能力の多様性を確保することも重要であると考えています。

従って、法令やコーポレートガバナンス・コードの基準を充足させた上で、必要な資質を持つ人材を社内・社外から登用することを優先し、社内外の人数比は結果として決まります。

以上の考え方に基づき、当社の事業やその課題を熟知し、当社の経営を的確、公正かつ効率的に遂行することができる者を一定数経営陣幹部その他の業務執行取締役候補者として指名します。

他方で、監督機能を発揮するため、別途定める「社外役員の独立性基準」を満たす者の中から多様な知見やバックグラウンドも考慮して、当社の経営に有益な助言を行い得る知識と経験を有する者をそれぞれ複数名社外取締役、社外監査役候補者として指名することを基本方針としています。

(3) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行うに当たっての手続

当社は、取締役会における実質的な協議、検討の機会を確保するとともに、意思決定の迅速性を確保するため、取締役の員数は定款により20名以内と定めています。

2016年6月28日現在、10名の取締役が選任され、そのうち2名が社外取締役として選任されています。

取締役候補者の選任にあたっては、社内、社外を問わず、各候補者の能力、知見、パフォーマンスを十分評価した原案が代表取締役によって提出され、十分な審議を経て取締役会で決議します。

(4) 取締役の任期

取締役の任期は、定款の定めるところにより、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

(5) 取締役の兼任

取締役が当社以外の役員等を兼任する場合、取締役としての善管注意義務及び忠実義務を履行可能な範囲として当社の取締役会への出席率75%以上を確保できる程度に限るものとします。

具体的には、上場企業の役員等を兼務する場合、当社を含めて5社までとします。また、重要な兼任の状況について毎年開示します。

(6) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

ア. 報酬諮問委員会

報酬諮問委員会は、取締役会の諮問に応じて、取締役の報酬に関する事項について、答申します。

報酬諮問委員会は、人事担当取締役、社外取締役及び人事部長を構成員とします。

イ. 経営陣幹部・取締役の報酬

取締役の報酬については、2006年6月27日開催の第91回定時株主総会で、その総額は年額12億円以内と定められており、個別の額は取

締役会が報酬諮問委員会の答申を踏まえて決定しています。

(7) 社外取締役

社外取締役は、取締役会議案の事前説明時にショートミーティングを実施し、意見交換をします。

社外取締役は、3か月に1回、取締役会終了後、社外取締役と社外監査役のみで次のような当社のコーポレートガバナンス及び業務等に関する会合を実施します。

- ・常勤監査役・コンプライアンス相談窓口が受けた内部通報等の内容
- ・IR部門が受けた機関投資家、個人株主からの意見要望の内容
- ・内部監査部門からの情報
- ・その他業務執行に関する意見交換

社外取締役は、3か月に1度の外部会計監査人である有限責任監査法人トーマツと監査役との定例ミーティングに参加できるようにします。

(8) 実効性評価

当社は、全取締役を対象に、コーポレートガバナンス・コードに基づき当社の取締役会の役割・責務を十分に果たしているかをはじめとした23項目のアンケートを行い、それを元に取締役会で討議しました。その結果、取締役会の実効性は確保されていると評価しました。また、討議の結果として、更に実効性を高めるべく、社外取締役への事前説明をより充実させるとともに、企業戦略、中期計画、年度計画等について取締役会としての議論を一層深めてまいります。

3. 監査役会・監査役

(1) 監査役会の役割

監査役会は、取締役会から独立した組織として、法令に基づく当社及び子会社に対する事業の報告請求、業務・財産状況の調査、会計監査人の選解任等の権限を行使すること等を通じて、取締役の職務の執行、当社及び子会社の内部統制の体制・財務状況等についての監査を行います。

(2) 監査役会の構成

監査役は、財務・会計に関する相当程度の知見を有する者を含み、定款によりその員数を6名以内と定めています。

2016年6月28現在、5名の監査役が選任され、その半数以上に当たる3名が社外監査役として選任されています。

(3) 取締役会が監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

社内監査役候補者については、当社の事業やその課題を熟知し、当社の監査・監督を的確、公正かつ効率的に遂行することができる者を選任します。

社外監査役候補者については、監査・監督機能を発揮するため、別途定める「社外役員の独立性基準」を満たす者の中から多様な知見やバックグラウンドも考慮して、当社の経営に有益な助言を行い得る知識と経験を有する者を指名することを基本方針としています。

監査役候補者の選任にあたっては、社内、社外を問わず、各候補者の能力、知見、パフォーマンスを十分評価した原案が代表取締役によって提出され、監査役会の同意を得た上で、十分な審議を経て取締役会で決議します。

(4) 監査役の任期

監査役の任期は、定款の定めるところにより、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

(5) 監査役の兼任

監査役が当社以外の役員等を兼任する場合、監査役としての善管注意義務及び忠実義務を履行可能な範囲として当社の取締役会への出席率75%以上を確保できる程度に限るものとします。

具体的には、上場企業の役員等を兼務する場合、当社を含めて5社までとします。また、重要な兼任の状況について毎年開示します。

(6) 監査役の報酬

監査役の報酬については、2006年6月27日開催の第91回定時株主総会で、その総額は年額1億2千万円以内と定められており、個別の額は監査役の協議で決定しています。

4. トレーニング

当社は、社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役に対し、就任の際における当社の事業・財務・組織等に関する必要な知識の習得、取締役・監査役に求められる役割と責務を十分に理解する機会の提供及び在任中におけるこれらの継続的な更新を目的に、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行います。

第3編 株主の権利・平等性の確保、株主との対話等

1. 方針

当社は、株主の権利及び平等性が実質的に確保されるよう、適切な権利行使のための環境整備に取り組みます。また、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会以外の場においても、株主との建設的な対話を行うための体制整備を行います。

2. 株主総会

(1) 基本的な考え方

当社は、株主総会が当社の最高意思決定機関であること及び株主との建設的な対話を行うにあたっての重要な場であることを認識し、株主の意思が適切に当社の経営に反映されるよう十分な環境整備を行います。

(2) 情報の提供

当社は、株主が総会議案を検討する十分な時間を確保することができるよう、総会の会日の3週間前までに招集通知を発送するとともに、招集通知発送前に当社ウェブサイト等にその内容を掲示する等、電子的手段による公表を行います。

(3) 開催日程

当社は、多くの株主が株主総会に出席することにより、株主との建設的な対話を実現するために、株主総会の開催日等を適切に設定します。

3. 株主との対話

当社は、コーポレートガバナンスに関する基本方針及び情報開示に関する基本方針を定めた「情報開示規程」に基づき、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう社長、IR担当役員をはじめ関係部署が連携して、様々な機会を通じて株主との建設的な対話を実施するよう努めてまいります。

4. 政策保有上場株式

(1) 政策保有上場株式の保有方針

当社は、取引先との中長期的な取引の継続、拡大を図り、持続的な企業価値の向上を目的として、上場会社の株式を政策的に保有しています。

当社は、政策保有上場株式について、中長期的な取引の維持、拡大によるメリットと資金効率が悪化するデメリットとを考慮し、株式保有の有効だと判断した場合、保有を継続するものとし、適宜、有効性を見直します。

この見直しによって有効性が認められないと判断した株式については、取引の継続、拡大への影響や株価を考慮しつつ政策保有を解消することを検討します。

(2) 政策保有上場株式に係る議決権の行使に関する基準

当社は、政策保有上場株式に係る議決権について当社と政策保有先双方の持続的な企業価値を向上させるかどうかを基準に行使することを方針としています。

政策保有先が持続的な企業価値を向上させることができるかどうかについては、政策保有先の経営戦略、業績等を考慮して判断するものとし、議案の内容によっては、説明を受けた上で議決権を行使するものとします。

政策保有先の議案が当社と利益が相反するおそれがある場合において必要があるときは、当社は、独立社外取締役、社外の専門家の意見を踏まえて議決権を行使するものとします。

5. 関連当事者取引

当社は、当社の取締役が法令に定める競業取引又は利益相反取引を行う場合は、当社の取締役会においてその取引につき重要な事実を事前に開示して、その承認を得なければならないものとします。

また、その取引を行った取締役は、承認後も遅滞なく重要な事実を取締役会に報告しなければならないものとされています。

6. ダイバーシティ

当社は、経営の原点である「お互いに信頼し一致協力し、世の中の役に立つ」「仕事を通じてお互いに切磋琢磨し、人間として成長していく」といった考え方の下で、国籍や性別年齢を問わず一緒に生き生きと働ける職場づくりを行っています。

社員がそれぞれの能力を十分に発揮することこそが多様性の発揮であり、また、それが変革の芽を起こしていくものと考え、女性の活躍促進等のダイバーシティを積極的に推進します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価の結果の概要】

「コーポレートガバナンス基本方針」第2編「コーポレートガバナンス体制と取締役会」2「取締役会・取締役」(8)「実効性評価」をご参照ください。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

「コーポレートガバナンス基本方針」第3編「株主の権利・平等性の確保、株主との対話等」4「政策保有上場株式」をご参照ください。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

「コーポレートガバナンス基本方針」第3編「株主の権利・平等性の確保、株主との対話等」5「関連当事者取引」をご参照ください。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 経営理念や経営戦略、経営計画

当社グループの経営理念を当社ウェブサイトにて公表しております。

<http://www.idemitsu.co.jp/company/policy/index.html>

当社グループの中期経営計画を当社ウェブサイトにて公表しております。

<http://www.idemitsu.co.jp/ir/manage/message/plan/index.html>

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方」、「コーポレートガバナンス基本方針」をご参照ください。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

「コーポレートガバナンス基本方針」第2編「コーポレートガバナンス体制と取締役会」2「取締役会・取締役」(6)「取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続」をご参照ください。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

「コーポレートガバナンス基本方針」第2編「コーポレートガバナンス体制と取締役会」2「取締役会・取締役」(2)「取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針」をご参照ください。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

定時株主総会の招集通知(株主総会参考書類)に、取締役、監査役全員について、候補者とした理由を記載しています。

招集通知は、当社ウェブサイトにも掲載しておりますので、そちらをご参照ください。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任範囲の設定、概要】

取締役会は、法令、定款その他当社の規程の定めるところにより、経営戦略、経営計画その他当社の経営の重要な意思決定及び業務執行の監督を行います。

これ以外の事項に関しては、業務執行に関する意思決定を迅速に行うため、業務執行に関する権限を社長、担当・統括取締役、担当・統括執行役員及び部門長に委任しています。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

＜社外役員の独立性基準＞

(1) 現在又は過去において当社又はその子会社の業務執行者になったことがないこと

(2) 当社の最新の株主名簿において持株比率10%以上の大株主又は大株主である団体に現に所属している者でないこと

(3) 直近の3事業年度において、年間のグループ間の取引総額が連結売上高の2%以上の取引先及びその連結子会社に現に所属している者でないこと

(4) 直近の3事業年度において、当社から役員報酬以外に平均して年1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家、会計監査人若しくは顧問契約先(それらが法人、組合等の団体である場合は、その団体に現に所属している者)でないこと

(5) 直近3事業年度において、総収入又は経常収益の2%以上の寄付を当社から受けている非営利団体に現に所属している者でないこと

(6) (2)～(5)の団体又は取引先に過去に所属していた場合、その団体又は取引先を退職後5年を経過していること

(7) 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者(ただし、重要でないものを除く)の配偶者又は三親等以内の親族でないこと

【補充原則4-11-1 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方、取締役の選任に関する方針・手続】

「コーポレートガバナンス基本方針」第2編「コーポレートガバナンス体制と取締役会」2「取締役会・取締役」(2)「取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針」をご参照ください。

【補充原則4-11-2 社外取締役・社外監査役の兼任状況】

「コーポレートガバナンス基本方針」第2編「コーポレートガバナンス体制と取締役会」2「取締役会・取締役」(5)「取締役の兼任」、3「監査役会・監査役」(5)「監査役の兼任」をご参照ください。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、取締役・監査役の就任時に、上場会社の取締役・監査役として期待される役割・責務・コンプライアンスに関する知識習得を目的とする研修を実施しております。

また、新たに当社の社外取締役、社外監査役に就任した者に対しては、当社の事業・財務・組織等を説明することとし、その役割・責務を果たすこ

とができるよう環境の整備に努めております。
更に、当社は、各取締役、監査役による自己研鑽を奨励し、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会を提供し、又は斡旋するとともに、その必要費用について広く支援を行うこととしています。

【原則5－1 株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、取締役会の承認の下、情報開示に関する基本方針を「情報開示規程」にて定めており、そのうち重要事項を「ディスクロージャーポリシー」として当社ウェブサイトの開示しております。
<http://www.idemitsu.co.jp/ir/manage/message/disclaimer.html>
株主との建設的な対話を行うため、IRに関する部署及び担当者を指定しております。詳細は、当報告書「3－2 IRに関する活動状況」をご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日章興産株式会社	27,120,000	16.95
公益財団法人出光文化福祉財団	12,392,400	7.75
公益財団法人出光美術館	8,000,000	5.00
出光興産社員持株会	6,080,640	3.80
株式会社三菱東京UFJ銀行	5,142,800	3.21
株式会社三井住友銀行	5,142,800	3.21
三井住友信託銀行株式会社	5,142,800	3.21
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,175,900	2.61
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	3,287,900	2.05
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,067,400	1.92

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明

該当事項はありません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第一部

決算期 3 月

業種 石油・石炭製品

直前事業年度末における(連結)従業員数 1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高 1兆円以上

直前事業年度末における連結子会社数 50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—————

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 20 名

定款上の取締役の任期 1 年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 10 名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 2 名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
横田 絵理	学者											
伊藤 亮介	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
横田 絵理	○	同氏は、東リ株式会社の社外取締役です。	大学教授としての経験及び専門性、人格、見識等を総合的に判断して選任しています。一般株主と利益相反の生じるおそれはなく、独立性を有しているため独立役員として指定します。
伊藤 亮介	○	該当事項なし	弁護士としての経験及び専門性、人格、見識等を総合的に判断して選任しています。一般株主と利益相反の生じるおそれはなく、独立性を有しているため独立役員として指定します。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している

定款上の監査役の員数 6 名

監査役の人数 5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、監査スケジュールの調整、監査結果の連絡、往査への同行など、相互に連携を保ち、効率的で効果的な監査を実施するように努めています。また、会計に関する様々な情報交換や監査活動上の不具合を相互に意見交換することにより、監査レベルの向上を図っています。

監査役と内部監査部門は、重点項目のすり合わせ、監査スケジュールの調整、監査結果の連絡など、相互に連携を保ち、効率的で効果的な監査を実施するように努めています。

社外監査役の選任状況 選任している

社外監査役の人数 3 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
伊藤 大義	公認会計士													
栗山 道義	他の会社の出身者							△						
庭山 正一郎	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
伊藤 大義	○	同氏は、ITホールディングス株式会社監査役、株式会社三菱ケミカルホールディングス取締役及び三菱化学株式会社監査役です。	公認会計士・大学教授としての経験及び専門性、人格、見識等を総合的に判断して選任しています。 一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立性を有しており、独立役員として指定します。
栗山 道義	○	かつて旧株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行)に勤務していました。旧株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行)は、当社の取引銀行の一つです。 同氏は、株式会社銭高組監査役及び阪神電気鉄道株式会社取締役です。	業務経験を通じた専門性、人格、見識等を総合的に判断して選任しています。 金融機関役員としての経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
庭山 正一郎	○	該当事項なし	弁護士としての経験及び専門性、人格、見識等を総合的に判断して選任しています。 一般株主と利益相反の生じるおそれはなく、独立性を有しているため独立役員として指定します。

【独立役員関係】

独立役員の人数 5 名

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当事項に関する補足説明

該当事項はありません。

ストックオプションの付与対象者

該当事項に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当事項に関する補足説明

会社法、金融商品取引法、企業内容の開示に関する内閣府令等、関係法令の定めに従って開示を行っています。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

2015年度の取締役の報酬等は、18名で、総額684百万円です。
取締役は、基本報酬以外に、ストックオプション、賞与、使用人給与、退職慰労金等の報酬等はありません。
取締役の報酬については、2006年6月27日開催の第91回定時株主総会で、年額12億円以内と定められており、代表取締役が取締役会の委任を受け、社外取締役2名を含む4名の委員で構成される報酬諮問委員会の答申を踏まえて決定しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対しては、取締役の開催前に、取締役会の事務局が議案の資料をもとに事前説明を行っています。
社外監査役に対しては、常勤監査役及び監査役スタッフが会社情報を適宜提供し、監査役会及び取締役会に際しては、必要に応じ資料の事前配布及び事前説明を行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、次のとおり、迅速且つ適正な意思決定、効率的な業務執行を行うとともに、経営の透明性・健全性を維持するため、諮問委員会を設置し社外の第三者的意見を経営に反映させ、また一般株主保護のため、一般株主と利益相反の生じおそれのない独立性の高い社外取締役及び社外監査役を選任しています。

(1) 業務執行・経営の監視の仕組み

当社は、業務執行の効率化のため、執行役員を設置しています。執行役員は取締役会により選任され、関係取締役と連携して業務を執行しております。取締役会は、原則として月に1回開催し、法令、定款及び「取締役会規程」に基づき、重要事項の決定及び業務執行の監督にあたっています。取締役会には社外の諮問委員からなる経営諮問委員会を設置し、取締役会の機能強化に努めています。経営の監視の仕組みとしては、取締役会による監督、監査役監査、会計監査のほか、専属スタッフからなる各執行部門から独立した社長直轄の「内部監査室」を設置し、「内部監査規程」に基づく内部監査及び「財務報告に係る内部統制規程」に基づく内部統制評価を行っています。

(2) 内部監査の状況

内部監査室は、各執行部門で行う「自己管理規程」に基づく自己管理を基本に、定期的に各執行部門における業務の適法性、リスク管理状況、社内規定に基づく業務執行の状況等について確認するための監査を行っています。
監査結果は社長、対象執行部門の関係取締役及び監査役に報告し、必要に応じ社長等は当該執行部門へ指示等を行っています。
内部監査により改善点の助言・提案を受けた執行部門は、改善実行計画書を作成し、内部監査室長へ提出するとともに、改善を行います。
また、内部監査室は、必要に応じてフォローアップ監査を行います。

(3) 財務報告に係る内部統制評価の状況

内部監査室は、グループ全体の財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制規程」に基づき、各執行部門が実施する内部統制の整備及び運用状況について、確認と評価を行っています。評価の結果、発見された不備について、各執行部門は是正計画を作成し、改善を行います。

また、改善計画及び改善の実施結果を内部監査室長へ提出するとともに、内部監査室は、改善状況について再評価を行います。

(4) 監査役監査の状況

監査役(5名)は、取締役会への出席と定時株主総会に提出する事業報告、計算書類及び連結計算書類の監査を実施するほか、日常的に取締役等の業務執行状況の監査を実施しています。常勤監査役は、経営委員会等の社内の重要会議に出席するとともに、部長、海外部長及び子会社社長との面談を通じて、非常勤監査役は、主要部店の往査を通じて、監査の充実を図っています。代表取締役とは、原則として四半期に1回ミーティングを開催し課題の検討の場としています。監査役会は、原則として月に1回開催し、監査役相互の課題及び情報の共有化を図るとともに、必要に応じ取締役及び各執行部門に対し、情報の提供を求め、監査レベルの向上を図っています。また、監査役平野栄氏は、当社経理部次長・資金課長としての経験、社外監査役伊藤大義氏は公認会計士及び大学教授としての経験、社外監査役栗山道義氏は金融機関役員として経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

(5) 会計監査の状況

当社の2015年度の会計監査業務を執行した公認会計士は、有限責任監査法人トーマツ所属の磯侯克平氏、井上雅彦氏、鈴木基之氏、稲垣直明氏の4名です。また、上記監査業務に係る補助者の人数は、公認会計士8名、その他15名となっています。上記監査法人及びその業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。また、当社と上記監査法人との間では、会社法監査と金融商品取引法監査について、監査契約を締結し、それに基づき報酬を支払っています。

(6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、必要があると判断したときは、会社法に基づき、会計監査人の解任又は不再任の手続きをとるものとします。

(7) 各委員会の概要

(ア) 諮問委員会

当社は、経営の透明性・健全性を維持するため、取締役会の諮問機関として、社外の有識者を委員とする次の2つの委員会を設置しています。

両委員会では、当社に対する第三者の視点から忌憚のない意見を傾聴し、経営の改善に反映しています。

「経営諮問委員会」

この委員会は、経営全般・技術革新・環境等の観点から主に変革に向けた課題を諮問する機関として、原則として半期に1回開催し、5名の社外の諮問委員から、提言をいただいています。

「安全保安諮問委員会」

この委員会は、平成15年12月に発足し、製油所・工場の大規模災害防止のため、保安の強化課題、特に技術的な課題に対して諮問してきました。

昨今の経営環境の変化により、事業拡大、新規事業、海外展開等の安全保安の確保の重要性が高まりつつあります。そこで、事業展開に即したテーマを選択し、都度、有識者から提言がいただけるよう安全環境本部内に担当ワーキンググループを設け、進めています。

(イ) 経営委員会及び各委員会

当社は、グループ全体及び各執行部門の経営及び経営課題の協議・検討の場として「経営委員会」を設置し、その下部組織として「リスクマネジメント委員会」及び「コンプライアンス委員会」を設置しています。

また、「財務報告に係る内部統制評価委員会」を設置し、年度整備・運用方針及び評価計画に関する事項、評価範囲の決定に関する事項等を審議・検討しています。

「経営委員会」以外の委員長は、原則として社長以外の取締役とし、内部統制の一貫として部門横断的な機能を担い、実効性のある委員会運営を行うこととしています。

各委員会の概要については次のとおりです。

・経営委員会

委員長: 社長

委員: 社長が任命する委員

開催: 原則2回/月

役割: グループ全体並びに各執行部門の経営戦略及び経営課題の協議・検討

・リスクマネジメント委員会

委員長: 常務取締役

委員: 関係部門長

開催: 原則2回/年

役割: リスクマネジメントの推進

・コンプライアンス委員会

委員長: 常務取締役

委員: 関係部門長

開催: 原則4回/年

役割: コンプライアンスの徹底のための重要方針の審議、立案及びコンプライアンス活動の推進

・財務報告に係る内部統制評価委員会

委員長: 常務取締役

委員: 関係部門長、内部監査室長

開催: 原則2回/年

役割: 財務報告に係る内部統制に関する事項の審議・検討

(8) 環境、安全に関する体制

当社は、環境マネジメント及び操業に伴う環境保全については「地球環境基本要綱」を定め、安全・保安の確保については「安全基本要綱」を定めています。各基本要綱に基づき、当社及び当社グループの環境マネジメント、操業に伴う環境保全及び安全と保安の確保に係る基本方針及び重要事項を立案し、諸活動を推進する「安全環境本部」を設置しています。また、保安の確保に関する重要課題を検討・推進する場として「安全専門部会」を「安全環境本部」の下位組織として設置しています。

(9) 品質保証に関する体制

当社は、品質保証については「品質保証基本要綱」を定めています。この基本要綱に基づき、当社及び当社グループの品質保証に関する基本方針の制定及び重要事項を立案し、諸活動を推進する「品質保証本部」を設置しています。また、品質保証に関する重要事項を検討・推進する場として「品質保証専門部会」を「品質保証本部」の下位組織として設置しています。

(10) 指名、報酬決定

・取締役候補者指名

「コーポレートガバナンス基本方針」第2編「コーポレートガバナンス体制と取締役会」2「取締役会・取締役」(2)「取締役会が経営陣幹部の選任と

取締役、監査役候補の指名を行うに当たっての方針」及び(3)「取締役会が経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行うに当たっての手続」をご参照ください。

・取締役の報酬

「コーポレートガバナンス基本方針」第2編「コーポレートガバナンス体制と取締役会」2「取締役会・取締役」(6)「取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続」をご参照ください。

・監査役候補者指名

「コーポレートガバナンス基本方針」第2編「コーポレートガバナンス体制と取締役会」3「監査役会・監査役」(3)「取締役会が監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続」をご参照ください。

・監査役の報酬

「コーポレートガバナンス基本方針」第2編「コーポレートガバナンス体制と取締役会」3「監査役会・監査役」(6)「監査役の報酬」をご参照ください。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、法改正等を通じて機能強化された監査役により十分な監査機能が発揮されることに鑑み、監査役制度を採用し、事業に精通した取締役を中心に取締役会を構成しています。さらに、社内出身者とは異なる客観的視点を経営に反映させるため、平成26年6月26日開催の第99回定時株主総会において社外取締役を選任しております。。

///株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主総会の招集通知を開催日の3週間前に発送しています。
電磁的方法による議決権の行使	当社は、インターネットにより議決権を行使できるようにしています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 境向上に向けた取組み	当社は、(株)ICJが運営する機関投資家向けの議決権行使プラットフォームを利用できるようにしています。
招集通知(要約)の英文での提供	当社は、英文の招集通知(事業報告を含む)を当社ホームページに掲載しています。
その他	招集通知を発送日より数日前に、東京証券取引所への開示、及び当社ホームページにて電子公開しています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	以下のURLにてディスクロージャーポリシーを公表しています。 http://www.idemitsu.co.jp/ir/manage/message/disclaimer.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	国内各地で個人投資家向け説明会を実施している他、個人投資家向けIRイベントにも参加し、IR担当役員、経理部IR室長等が事業概要、経営戦略及び経営状況について説明しています。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	・四半期ごとに説明会を実施し、IR担当役員による、決算・業績予想に関する説明、質疑応答を実施しています。 ・上記のほか、アナリスト・機関投資家向けにミーティングや事業所見学会を実施しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	・決算発表後、英語によるナレーション付きの説明資料を当社ホームページにて公開しています。 ・IR担当役員等が欧米、アジアを訪問し(年1~2回)、経営戦略及び決算・業績予想について説明しています。 ・証券会社主催の海外投資家向けセミナーに参加し、面談を実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	以下のURLにてIR資料を掲載しています。 http://www.idemitsu.co.jp/ir/index.html ・社長メッセージや中期経営計画をはじめ、決算情報(決算短信、決算説明会資料、有価証券報告書、四半期報告書、財務データのグラフ等)、出光IR通信、アニュアルレポート等のIR資料を掲載しています。 ・業務内容を平易に記載した個人投資家向けのサイトも掲載しています。 ・海外の投資家に関連する情報を英文で提供しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署名: 経理部IR室 IR担当役員: 常務取締役 木藤 俊一 IR事務連絡責任者: 経理部IR室長 徳光 孝治	
その他	・個人投資家向けIR活動(定期的説明会以外) 個人投資家を主たる対象として、当社の事業をより理解していただけるよう年2回「出光IR通信」を発行しています。また個人投資家を中心にコミュニケーションを充実する観点から、IRに関するご質問・ご意見を受け付ける「IR問合せ窓口」を当社ホームページにて運営しています。 ・IR活動状況の経営陣を含む社内へのフィードバック IR活動にて頂いた株主等からのご意見等については、経営陣、事業部へ適時・適切に報告しています。 ・株主との対話の為の社内連携 株主、投資家との対話に際して、IR室が中心となり、経理、経営企画、広報CSR、総務等関連する部署と、適宜開示情報や社内情報を共有化し、建設的な対話促進に活かしています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定

明文化した経営理念の中に、各ステークホルダーとの約束を大切にし実行することで、ステークホルダーからの信頼に応えることを規定しています。

環境保全活動、CSR活動等の実施

当社は、環境保全活動及びCSR活動の推進体制を定め、当社グループ全体で継続的に推進しています。その詳細につきましては、「出光レポート」をご参照願います。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

公正・適時・公平な情報開示に努めることにより当社グループのステークホルダーが当社グループに対する理解を深め、株主・投資家の適正な投資判断に資することを目的に、「情報開示規定」を制定しています。
また、ステークホルダーとの関わりについての記述を含む「出光レポート」を年1回発行し、ステークホルダーとのコミュニケーションに活用しています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムについては、コンプライアンスの徹底による違法経営、財務報告の信頼性の確保、業務の有効性と効率性の追求等の観点から体制を整備するとともに、常に実効性のあるものとすべく見直し・改善を加えています。
とりわけ、コンプライアンスについては、法令のみならず社会倫理・社内規程・契約を遵守する広義のものと位置づけ、その遵守を最優先課題として取り組んでいます。こうした考え方に基づき、内部統制システムについて、取締役会で次の通り決議しています。

(1) 当社及び子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(ア) 当社の取締役会は、「取締役会規程」に基づき、重要事項について決定するとともに、業務執行の監督にあたる。
(イ) 「コンプライアンス規程」に基づき、当社に「コンプライアンス委員会」を設置し、当社及び子会社におけるコンプライアンス活動を推進する。
(ウ) コンプライアンス行動指針等を定めた「コンプライアンスハンドブック」を活用し、コンプライアンスを徹底する。
(エ) 社内・社外双方に受付窓口を開設した「コンプライアンス相談窓口」を当社及び子会社の従業員が活用することにより、コンプライアンスに関する疑問点や問題点の解決の一助とする。
(オ) 内部監査室は、各執行部門における業務の適法性、社内規程に基づく業務執行の状況を確認するための監査をする。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
職務の執行に係る情報については、「取締役会規程」、「文書取扱規程」、「回議書取扱規程」その他社内規程に基づき、保存、管理する。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程等の体制
(ア) 「リスクマネジメント規程」に基づき、「リスクマネジメント委員会」を設置し、リスクマネジメントを推進する。
(イ) 「危機発生時の対応要綱」その他社内規程に基づき、当社及び子会社において万一重大な危機が発生した場合にも迅速・的確に連絡及び対応をする。
(ウ) 首都直下地震対策、新型インフルエンザ対策等の「事業継続計画(BCP)」を策定し、全社を挙げてその実施及び維持管理に取り組む。
(エ) 各執行部門は、「自己管理規程」に基づき、業務上のリスクについて、自主点検リスト等を活用した点検を行う。
(オ) 内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、各執行部門のリスク管理状況を確認するための監査を行う。

(4) 財務報告に係る内部統制
(ア) 「財務報告に係る内部統制規程」に基づき、グループ全体の財務報告の信頼性を確保するための体制を構築し、財務報告に係る内部統制の適切な整備・運用を図る。
(イ) 前記(ア)の規程に基づき、「財務報告に係る内部統制評価委員会」を設置し、年度整備・運用方針及び評価計画に関する事項、評価範囲の決定に関する事項等を審議・検討する。
(ウ) 内部監査室は、定期的に、内部統制の有効性の評価及び必要な改善内容の評価を行う。

(5) 反社会的勢力との関係遮断
(ア) 暴力団、総会屋等の反社会的活動・暴力・不当な要求等をする人物及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。
(イ) 万一、反社会的勢力が攻撃してきた場合にも、これに屈せず断固として拒否し、「反社会的勢力への対応要領」に基づき、的確に対応する。

(6) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(ア) 業務執行を効率的に行うために、執行役員を置く。
(イ) 「職務権限規程」及び「業務執行規程」に基づき、取締役会、代表取締役及び取締役の役割と権限を明確にする。
(ウ) グループ全体及び各執行部門の経営戦略及び経営課題の協議・検討を行う機関として、社長を委員長とし、委員長が任命する委員からなる「経営委員会」を設置し、原則月に2度開催する。

(7) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(ア) 「関係会社管理規程」に社長直轄の子会社と主管部を定めた子会社を規定し、経営管理責任を明確にする。
(イ) 子会社は、「関係会社管理規程」に基づき、主管部に対し、定期的に実績等の報告を行う。
(ウ) 「関係会社管理規程」に「関係会社との取引は原則として市場価格ベースとする」旨の基本方針を規定し、利益相反の防止を図る。
(エ) 「関係会社管理規程」に子会社取締役・監査役就任基準を規定し、当社取締役は原則として子会社の取締役には就任しないものとする。
(オ) グループ標準のITインフラの活用及び間接部門業務の集約化により、業務の効率化を図る。

(8) 当社の監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制
監査役からの要請に基づき、監査役の職務を補助すべき従業員として、監査役事務局にスタッフを配置する。

(9) 前記(8)の従業員の取締役からの独立性及び当該従業員に対する指示の実行性の確保に関する事項
(ア) 監査役事務局のスタッフは専任の職務とし、その人事異動・評価等の最終決定には監査役の同意を要することとし、それを人事部の内規として規定する。
(イ) 「職務分掌規程」に監査役事務局の職務を規定する。

(10) 当社及び子会社の取締役及び従業員並びに子会社の監査役が当社の監査役(監査役会)に報告をするための体制等、当社の監査役への報告に関する体制
(ア) 取締役、執行部門長及び安全環境・品質保証部長は、「業務執行規程」に基づき、所定の事項を監査役に報告する。
(イ) 内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、監査結果を監査役に報告する。
(ウ) 「コンプライアンス委員会」は、「コンプライアンス相談窓口」の相談・対応状況を定期的に監査役に報告する。

(11) 前記(10)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
(ア) 前記(10)の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをい行うことを禁止する。
(イ) 「コンプライアンス委員会」において、「コンプライアンス相談窓口」に相談したことにより不利益な取扱いを受けることのない旨を決定し、「コンプライアンスハンドブック」に明記するとともに、研修等により周知徹底する。

(12) 監査役の職務の執行について生じる費用等の処理に係る方針に関する事項
取締役の職務の執行の監査、会計監査人の選解任等、監査役の役割・責務を果たすにあたって必要な費用は、当社が負担する。

(13) その他当社の監査役(監査役会)の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(ア) 代表取締役は、監査役と原則として四半期に一度、定期的なミーティングを開催する。
(イ) 内部監査室は、内部監査スケジュールや往査等に関して、監査役及び会計監査人と緊密に調整、連携する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1)基本的な考え方

当社は、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度に臨み、一切の関係を遮断することを方針としています。

(2)整備状況

(ア)上記の方針を、「出光グループコンプライアンスハンドブック」に「遵守事項」として定め、全役員・従業員に周知徹底しています。

(イ)反社会的勢力による不当要求に備えて、当社グループ全体として対応するため、「反社会的勢力への対応要領」を定め、社内体制を整備しています。

(ウ)取引先については、取引開始の前に反社会的勢力でないことの確認を行った上で取引を開始することとし、原則として継続取引のある買掛先とは「反社会的勢力排除条項を定めた契約」を締結することとしています。

